【建設工事の部－市内】

いわき市入札参加資格審査申請書提出要領
（登録部門：建設工事の部）

いわき市が下記の登録期間に実施する競争入札に参加を希望する**本店又は本社の所在地が市内で、新規登録を希望する方**の「入札参加資格審査申請」を次のとおり受け付けます。

申請にあたっては、本要領の内容を十分に確認の上、提出してください。

なお、本要領の中で、特に御注意いただきたい箇所については「**重要**」の表記を付けていますので、御確認ください。

1　受付期間　**重要** **令和８年 11 月１日（日）から令和８年 11 月 30 日（月）まで**（受付期間末日の消印有効）

2　申請書類の提出

⑴　**提出方法：** **重要** **「書留郵便（一般または簡易）」「レターパックプラス（赤色）」による郵送**

【　送　付　先　】	いわき市 財政部 契約課 工事契約係
	〒970－8686　いわき市平字梅本 21 番地
【問い合わせ先】	TEL（直通）0246（22）7419
	（FAX）0246（22）1251

※　封筒の表側に**重要** **「入札参加資格審査申請書在中（建設工事の部）」と記入**してください。
なお、登録部門が複数ある場合は１つの封筒に同封してかまいませんが、登録通知送付用の 110 円切手は、登録部門ごとに１枚添付する必要がありますのでご注意ください。

⑵　**記載事項に係る基準日について**

申請書等の記載事項に係る基準日は、**重要** **令和８年 10 月１日現在**となります。（詳細は P. 13 をご覧下さい）

⑶　**注意事項**

ア　指定された期間外の申請は、受け付けません。

イ　申請書類様式は、市ホームページからダウンロードしてください。（最新のものを使用してください）

ウ　申請書類に不備等がある場合は、ＦＡＸ等でその内容を連絡しますので、**重要** **令和８年 12 月 11（金）（必着）まで**に「**訂正又は追加**」をして郵送等により再提出してください。

エ　受付期間終了後は、受理した申請内容の変更はできません。提出にあたって、申請書類を十分に確認してください。

3　登録期間　**登録の日から令和 10 年３月 31 日まで**

※　書類審査の結果及び審査内容については、令和９年３月中旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

4　審査方法

適格審査

次に掲げる者に該当しないかを審査します。

⑴　特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

⑵　法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者

⑶　法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者

【建設工事の部－市内】

⑷　いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年２月 22 日制定）第４条第１項に規定する排除措置対象者に該当する者

⑸　工事等に関して、保証した者が故意にその義務を免れた場合において、その事実があった日から２年を経過していない者

⑹　資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者

⑺　次の各号の一に該当すると認められる者で、申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成 28 年３月 30 日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人、又は入札代理人として使用する者を含む。）

ア　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ　落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の２第１項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者

オ　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

⑻　社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）

※　⑴～⑻のいずれかに該当する場合は、申請を受理できません。

※　⑺により、いわき市が実施する競争入札への参加を停止されている者については、停止期間満了後の 30 日以内に限り申請を受け付けます。ただし、登録期間は、登録をした日から「３登録期間」の末日までとします。

等級別格付審査

等級別格付基準に基づき、建設工事の種類ごとに等級別格付けを行います。また、企業の技術力及び地域貢献に関する評価を行います。

審査内容は次のとおりです。

※　**なお、現在の建設業者の状況等を十分把握するとともに、今後の業者選定の参考とするため全ての事業者の方に提出していただきます。**

・　格付を行う工種及び格付項目

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事

・　評価方法

●総合点数　＝　客観点　＋　発注者別評価点

・　客観点・・・・・・・経営事項審査による総合評点（最高 2136 点）

・　発注者別評価点・・・市独自の付与点（最高 910 点）

・　**審査項目(発注者別評価項目)**

1　工事成績（700 点～▲1300 点）

2　工事実績件数（20 点～0 点）

3　工事実績金額（20 点～0 点）

4　工事施工下請の状況（0 点～▲40 点）

5　優良工事（20 点～0 点）

【建設工事の部－市内】

6　品質管理（10 点～0 点）
7　安全管理（10 点～0 点）
8　環境への配慮（10 点～0 点）
9　いわき市内におけるボランティア活動又は地域づくり活動の実績（10 点～0 点）
10　企業認証制度の認証状況（10 点～0 点）
11　いわき市消防団への協力（10 点～0 点）
12　いわき市における献血への協力（10 点～0 点）
13　市県民税の特別徴収（10 点～▲10 点）
14　障がい者の雇用（10 点～0 点）
15　新卒者の雇用（10 点～0 点）
16　離職者の雇用（10 点～0 点）
17　雇用の維持・確保（10 点～0 点）
18　災害への協力状況（20 点～0 点）
19　除雪契約及び道路維持補修等の実績（10 点～0 点）
20　建設業法に基づく処分の有無（0 点～▲50 点）
21　いわき市発注工事等の指名停止期間の有無（0 点～▲50 点）

・　**格付要件**

総合点数での評価の他に格付工種の等級毎に、特定建設業許可の有無、技術者数等一定の要件を設け、この要件に適合するか、確認します。

【提出資料】

・　重要　提出資料は「７　提出書類」を御覧ください。

５　その他

⑴　申請内容のうち「商号又は名称」、「所在地(住所)」、「代表者職氏名」、「登録工種」及び「格付工種における等級（格付を行う５工種に限る)」については、登録後に窓口（契約課）及び市ホームページに公表しますので御承知おきください。

⑵　登録される所在地は、法人登記に登記されている所在地となります。(法人のみ)

⑶　市内中小企業等の受注機会確保等について

①　本市が発注した工事を下請発注する場合、工事資材を発注する場合、建設機械を購入又は借入する場合及び受注した業務の一部を外注する場合には、透明性の向上と公正な競争の確保に留意しつつ、本市内の中小企業等を優先として活用してください。

②　下請発注する場合には、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間内に支払うことなど、関係法令を遵守し、下請け契約の適正化を図ってください。

③　建設工事において、受注元請負人が社会保険等に未加入の事業者（社会保険等の適用が除外されている場合を除く。）とすべての下請契約をすることは原則として禁止となります。（社会保険等に未加入の下請負人に対しては、加入を指導するなど、適正な労働環境の確保に努めてください。）

⑷　**既に「いわき市小規模修繕契約希望者」として登録されている方**が、本申請により入札参加有資格者として登録された場合、「いわき市小規模修繕契約希望者登録実施要綱第４条」に該当することから、**いわき市小規模修繕契約希望者としての登録を取り消します**ので御注意下さい。

【建設工事の部－市内】

6　受付工種一覧

次の表の建設工事の種類別に受付を行います

番号(略号)	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
1(土)	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
2(建)	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
3(大)	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取り付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
4(左)	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
5(と)	とび・土工・コンクリート工事	イ．足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ．くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ．土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ．コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ．その他基礎的ないしは準備的工事	イ．とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ．くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ．土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ．コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ．地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
6(石)	石工事	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取り付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
7(屋)	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
8(電)	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
9(管)	管工事	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
10(タ)	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み(張り)工事、れんが積み(張り)工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
11(鋼)	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組み立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
12(筋)	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組み立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
13(舗)	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事

【建設工事の部－市内】

番号 (略号)	建設工事の種類	建設工事の内容	建設工事の例示
14 (し)	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
15 (板)	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取り付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
16 (ガ)	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取り付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
17 (塗)	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又はより付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
18 (防)	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
19 (内)	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
20 (機)	機械器具設置工事	機械機器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
21 (絶)	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事
22 (通)	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設置工事、ＴＶ電波障害防除設備工事
23 (園)	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
24 (井)	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、 揚水設備工事
25 (具)	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
26 (水)	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水道処理設備工事
27 (消)	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消化設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
28 (清)	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
29 (解)	解体工事	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

7　提出書類

(1)　適格審査に関する提出書類

ア　申請書類は、**重要** **下記表の番号順に並べ、左側に穴をあけ、とじ紐で綴って提出すること。**

イ　★の書類は、「建設工事の部」以外の部門にも今回申請している場合において、他の部門の申請に原本を添付しているときには、写し(コピー)でも可とします。(「原本は○○の部へ添付」と記載すること)

「○」は必須、「△」は該当者のみ提出

番号	提出書類	法人	個人	コピー	注意事項
入札参加資格審査に関する書類（適格審査）					
①	入札参加資格審査申請受付確認票（建設工事の部）	○	○	－	・提出書類の□をチェックして提出すること。 ・本票を申請書類の一番上に添付して提出すること。
②	様式1　入札参加資格審査申請書（建設工事の部）（4枚1組）	○	○	－	・申請は、本社名で記入すること。 ・登録が可能な工種は、経営事項審査を受け「⑧総合評定値通知書」に総合評定値(P)が記載されているものに限る。
③	【法人】履歴事項全部証明書（商業登記事項証明書）	○	－	可	・**重要** **申請日前３箇月以内に発行されたものであること。**
	【個人】身分証明書　★	－	○	不可	・身分証明書は、本籍地の市区町村長により発行(証明)されたものであること。
④	国税の納税証明書　【法人】税務署様式「その３の３」	○	－	可	・**重要** **令和８年10月１日以降に発行されたものであること。** ※次の税目に未納がないこと(納期未到来分を除く) 法人：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」 個人：「申告所得税等」及び「消費税及び地方消費税」
	【個人】税務署様式「その３の２」	－	○	可	
⑤	いわき市税の納税証明書　★	○	○	不可	・**重要** **令和８年10月１日以降に、別紙「納税証明請求書」により証明されたものであること。** ※ 未納がないこと(納期未到来分を除く)
⑥	建設業の許可について（通知）	○	○	可	・**申請日現在**で有効であること。 ・更新手続中の場合は「更新前の許可通知書」及び「所管官庁の受理印のある建設業許可申請書（建設業法施行規則第２条で定める別記様式第１号及び同別紙）」の写しを提出すること。(更新後の許可通知書は交付され次第、速やかに提出すること) ・建設業許可証明書を添付する場合は、申請日前3か月以内に発行されたものであること。
⑦	**営業所技術者等一覧表（専任技術者一覧表）**	○	○	可	・登録を希望する工種について、**申請日現在**営業所に専任の技術者が示されている「**営業所技術者等（専任技術者）一覧表**(同規則第２条で定める別記様式第１号別紙4)」又は「**営業所技術者等（専任技術者）証明書**(建設業法施行規則第３条で定める別記様式第８号)」であること。
⑧	総合評定値通知書	○	○	可	・**申請日現在**で有効(審査基準日から１年７か月以内)であること。 ・審査手続中のため提出できない場合は「更新前の総合評定値通知書」及び「所管官庁の受理印のある総合評定値請求書」の写しを提出すること。なお、**審査後の総合評定通知書は、不備書類の提出期限(12月11日)までに**提出すること。期限までに提出できない場合は入札参加資格審査申請書を受理できない。
⑨	様式2　技術者経歴書	○	○	－	・**申請日現在**で作成すること。 ・「②入札参加資格審査申請書」及び「⑩技術職員名簿」の技術者数・所有する資格と一致すること
⑩	技術職員名簿	○	○	可	○「総合評定値請求書に添付した技術職員名簿」 ・**申請日現在において**、技術職員の追加又は変更がある場合は、上記技術職員名簿を見え消し修正すること。 ・上記技術職員名簿に記載されていない資格を有している場合は資格を証する書類等を併せて添付すること。 ・「⑨様式2　技術者経歴書」の内容に対応させること。

【建設工事の部－市内】

⑪	同意書 ★ （暴力団等の該当性を警察に照会します）	○	○	－	・**記載例に沿って、申請日現在で在職している代表者、役員、監査役及び経営に実質的に関与している者を全員漏れなく記入すること。** ・役員等の住所は、**住民登録地（住民票の住所）を記載すること。** ・法人の場合は商業登記に記載されている順番で記入すること。
⑫	入札参加資格制限確認票	○	○	－	・**既に、「いわき市入札参加有資格者名簿」の他部門に登録がある場合についても、申請日時点の内容を記載して提出すること。**
⑬	様式３　企業の技術力及び地域貢献に関する調書	○	○	－	・『2等級別格付審査に関する提出書類』に記載の説明を熟覧の上、漏れなく記入して提出すること。
⑭	登録通知送付用の切手	○	○	－	重要 **110 円切手を１枚『①入札参加資格審査申請受付確認票』に添付(クリップ止め)すること。** ※　返信用封筒は不要 ※　110 円切手ではないもの（料金受取人払返信用封筒など）は不可 ※　複数の登録部門へ申請する場合、切手は部門ごとに必要
⑮	（希望者のみ） 書類が届いたことを証する書類を希望する場合は、右記の注意事項に沿って、同封してください。 ※「⑭登録通知発送用の切手」とは別に用意してください。 なお、当該書類は、書類の審査終了を証するものではありません。	△	△	－	**申請書等に受領印が必要な場合**は、次の書類を提出すること **なお、当該書類は申請書類の中に綴らず別葉としてください。** ・受領印が必要な書類（入札参加資格審査申請書のコピーなど） ・返信用の封筒（送付に必要な切手をあらかじめ貼付すること） ※　申請者の独自様式（返信用はがき等）でも可 **事務効率化のため、返信用封筒等の宛先に、敬称（「様」等）が記載されていない場合の訂正は行いませんのでご了承ください。**

(2)　等級別格付審査に関する提出書類（様式３）

※　５工種（**土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事**）に登録を希望される方については、等級別格付審査に必要な書類となりますので提出してください。

※　５工種以外に登録を希望される方についても、現在の建設業者の状況等を把握し、事業者の選定の参考としますので提出してください。

入札参加資格審査に関する書類（等級別格付審査）			
様式３ 企業の技術力及び地域貢献に関する調書		・　該当する項目に記載してください。また、該当する項目に関し、確認書類がある場合、項目順に並べ、とじ紐で綴ってください。	
項目		評価内容	提出資料
1	工事成績	・　審査基準日から過去４年間のいわき市発注工事の実績がある場合に対象となります。	・なし
2	工事実績件数	・　審査基準日から過去４年間のいわき市発注工事の実績がある場合に対象となります。	・なし
3	工事実績金額	・　審査基準日から過去４年間のいわき市発注工事の実績がある場合に対象となります。（当初契約に限る。）	・なし
4	工事施工下請の状況	・　審査基準日の直前２（又は３）営業年度の下請発注比率により算出します。	・様式１で確認
5	優良工事	・　審査基準日を基準として、過去４年間にいわき市発注の同工種工事が優良工事表彰の受賞実績がある場合に対象となります。 ・　共同企業体(JV)の場合、代表者のみに適用します。	・なし

【建設工事の部－市内】

6	品質管理	・　審査基準日現在で、ISO9001、JISQ9001 の認証を取得している場合に対象となります。	・ISO9001、JISQ9001 の認証書の写し
7	安全管理		
	⑴　安全管理表彰の実績	・　審査基準日を基準とし、過去２年間に事業者として国又は国が参加している団体が実施する安全管理に関する表彰において、事業者として受賞実績がある場合に対象となります。 ・　国又は国が参加している団体が直接実施する表彰を対象としており、国等が後援又は支援する団体が実施する表彰は対象となりません。 ・　安全管理表彰とは、工事の施工に関する安全管理であり、交通安全等は対象となりません。 ・　事業者としての実績を評価しますので、監理技術者・主任技術者等の受賞実績は対象となりません。 ・　共同企業体(JV)による実績は代表者のみとします。	・国又は国が参加している団体が実施する安全表彰の写し ※建設業労働災害防止協会からの表彰は不可
	⑵　労働災害防止等の状況	・　この項目は、⑴の項目で評価されなかった場合にのみ対象となります。 ・　審査基準日現在で、「建設業労働災害防止協会へ加入している」場合に評価します。	・建設業労働災害防止協会への加入証明書 **※証明書の発行年月日は、令和８年４月１日以降であれば可**
8	環境配慮	・　審査基準日現在で ISO14001、JISQ14001 の認証を取得している場合に対象となります。 ・　ISO14001、JISQ14001 の認証を取得していない場合であっても、エコアクション 21 の認証を取得している場合は、対象となります。	・ISO14001、JISQ14001 の認証書の写し、又はエコアクション21の認証書の写し
9	いわき市内における事業者としてのボランティア活動又は地域づくり活動の実績	・　いわき市内において、過去２年以上継続して(※)「ボランティア活動」又は「地域づくり活動」の実績（公共施設の清掃活動や地域の社会福祉活動等）がある場合に対象となります。評価対象は、申請者が無償で役務の提供により活動したものとし、金銭・物品等の提供や、従業員等が個人的に行ったものは評価の対象とはなりません。 ※　本項目における「過去２年以上継続」とは、年度単位(４月～翌年３月)又は暦年単位(１月～12月)のいずれかの基準で、基準日が含まれる年(年度)から起算して３年(年度)前までの範囲で、年(年度)１回以上の活動実績が、２年(年度)以上連続してある場合とします。 【評価しない事例】 ・　２年以上継続した活動実績の確認ができない。 ・　添付された書類が、申請者を含むグループ企業又は、申請者を含むグループ企業で形成される任意団体が発行したものである。 ・　添付された書類に記載されているのがグループ名のみであり、申請者の記載がない。	活動実績を客観的に証明できるもの（新聞記事、区長等の証明書、感謝状等）。 ※申請者名・活動年月日・活動内容が確認できるものであること。 （〇年以降継続して）等の証明は不可 ※市民総ぐるみ運動などの自治体等が主催する清掃活動等に単体企業として参加し、自治体等へ提出した「実施計画書」及び「実績報告書」の写しを証明書類として提出する場合は、自治体等の収受印・確認印等が押印されているものであること。

		・　添付された証明書等に証明日・活動年月日・活動内容等が記載されていない。	なお、書類に確認印等がない場合は、「申請者が活動している状況を撮影した写真（影日があるもの）」も添付すること。
10	企業認証制度の認証状況		
	⑴　福島県次世代育成支援企業認証制度の認証状況	・　審査基準日現在で、福島県次世代育成支援企業認証制度における「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証を取得している場合に対象となります。 ※ 制度の詳細については、福島県雇用労政課へご確認ください	・「働く女性応援」又は「仕事と生活の調和」の認証書の写し
	⑵　いわき市女性活躍推進企業認証制度の認証状況	・　上記の項目の対象となる場合は、この項目は、対象となりません。 ・　審査基準日現在で、いわき市女性活躍推進企業認証制度の認証を取得している場合に対象となります。 ※　制度の詳細については、男女共同・多文化共生センターへご確認ください。	・いわき市が発行する認証書の写し
11	いわき市消防団への協力		
	⑴　消防団協力事業所表示制度の認定	・　審査基準日現在で、いわき市消防団協力事業所表示制度の認証を受けている場合に対象となります。 ※ 制度の詳細については、市消防本部へご確認ください。	・いわき市が発行する表示証交付書の写し
	⑵　消防団員の雇用実績	・　上記の項目の対象となる場合は、この項目は、対象となりません。 ・　審査基準日現在で、１年以上継続して雇用している正規社員（取締役など役員も含みます。）が、いわき市消防団に１年以上継続して加入している場合に対象となります。 ・　消防団員とは、いわき市から非常勤特別職地方公務員としての辞令を受けた者とします。	次の書類すべて（１名分で可） ・該当者を１年以上継続雇用していることが分かる書類（雇用保険被保険者証等の写し） ・基準日以降に発行された「消防団員在職証明書」
12	いわき市内における献血への協力	・　審査基準日を基準として、過去２年間に事業者としていわき市内で５名以上（献血を行った人数ではなく、受付を行った人数）の献血協力をした場合に対象となります。	・赤十字血液センター発行の献血実施報告書
13	市県民税の特別徴収	・　審査基準日現在で、いわき市民を雇用している事業者が、その者に対していわき市が課税する市県民税の特別徴収を行っている場合が対象となります。 ※　特別徴収についての詳細は、市民税課へご確認ください。	・市県民税特別徴収税額の決定通知書の写し eLTAX で出力された通知書を添付する場合は、認識IDが印字されているものを提出してください。 ※表紙部分のみで可（個人の税額部分は黒塗りすること）
14	障がい者の雇用	・　審査基準日現在の、障がい者雇用状況を確認します。 ①　法定義務のある事業者において法定雇用率以上の障がい者雇用がある場合。ただし、障害者雇用状	・①③の場合 公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し

		況報告書の「実雇用率」が法定雇用率を達成していない状況であっても、「身体障害者、知的障害者の不足数」が「0人（不足なし）」であれば、法定義務を達成していると判断します。 ② 法定義務のない企業において障がい者雇用がある場合 ③ 法定義務のある事業者において法定雇用率未満であるが、障がい者雇用がある場合 ※ 障害者雇用率制度の詳細は、厚生労働省のホームページ又は公共職業安定所（ハローワーク）でご確認ください。	なお、障害者雇用状況報告を電子申請手続きにより行った場合は、「障害者雇用状況報告書」及び「提出完了のメッセージが記載されたお知らせ等の写し」を併せて提出すること。 ・②の場合 次の⑴⑵の書類すべて ⑴該当者の障害者手帳の写し ⑵該当者の雇用の状況が分かる書類の写し（雇用保険被保険者証等）
15	新卒者の雇用	・ 審査基準日を基準として、過去１年以内に新卒者を正規社員(社会保険加入)として雇用した場合に対象となります。 ・ 新卒者は、いわき市民（雇用の結果、いわき市民となった者を含む）が対象となります。 ・ アルバイト、パートタイマー、日雇い労働者、派遣社員は、対象となりません。 ・ 従事する職種は問いません。 ・ 評価対象となる新卒者は、令和７年４月１日以降に高等学校、大学、高等専門学校、専門学校を卒業又は中退した者とします。	次の書類を全て提出（１名分で可） ・該当者が新卒者であることがわかる書類（卒業証書等） ・該当者を１年以内に正規社員として雇用したことが確認できる書類(健康保険･厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書等) ・該当者がいわき市民であることが確認できる書類(住民票の写し又はマイナンバーカードの写し等) ※マイナンバーカードは、個人番号を黒塗りしてください。
16	離職者の雇用	・ 審査基準日を基準として、過去１年以内に離職者（非自発的失業者）を正規社員（社会保険に加入）として雇用した場合に対象となります。 （※非自発的失業者とは雇用保険受給資格者証の離職理由欄の番号が「11、12、21、22、23、31、32、33、34」のいずれかに該当する方です。） ・ 離職者は、いわき市民（雇用の結果、いわき市民となった者も含みます。）が対象となります。 ・ アルバイト、パートタイマー、日雇い労働者、派遣社員は、対象となりません。 ・ 従事する職種は問いません ・ 評価対象となる離職者は、令和７年４月１日以降に会社都合により離職した者（アルバイト、パートタイマー、日雇い労働者、派遣社員であった者も含む）で、次の条件をすべて満たす者とします。 ① 離職の日から現在の企業に雇用されるまで１箇月間以上の期間がある ② 現在の企業に雇用された時点で65歳未満である ・ 離職者の雇用において、自社で解雇した社員等を	以下の書類全て（１名分で可） ・雇用保険受給資格者証の写し又は解雇通知書の写し ・該当者を１年以内に正規社員として雇用したことが確認できる書類（雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写し） ・該当者がいわき市民であることが確認できる書類（住民票の写し又はマイナンバーカードの写し等） ※マイナンバーカ

		再雇用した場合は、評価の対象となりません。	ードは、個人番号を黒塗りしてください。
17	雇用の維持・確保	・　審査基準日を基準として、いわき市民である正規社員（社会保険に加入している65歳未満の者）が１年前より増えている場合に対象となります。 ・　アルバイト、パートタイマー、日雇い労働者、派遣社員は、対象となりません。 ・　従事する職種は問いません。	以下の書類全て提出 ・様式３－１従業員確認一覧 ・新たに雇用した社員が社会保険に加入していることが確認できる書類（健康保険証、健康保険・厚生年金保険資格標準報酬決定通知書等の写し等） ※提出書類で「資格取得年月日」「事業所名称」が確認できないものは不可。 ・新たに雇用した社員がいわき市民であることが確認できる書類（住民票の写し又はマイナンバーカードの写し等） ※マイナンバーカードは、個人番号を黒塗りしてください。
18	災害への協力状況		
	⑴　災害時の出動実績	・　審査基準日を基準として過去２年間に、いわき市内の災害時の出動実績がある場合に対象となります。 ・　災害時の出動実績とは、国・県・市のいずれかが、自然災害発生時に発注(要請)した、土のう積み、水防活動、倒木・落石・土砂・がれき等の撤去、公共施設の緊急修繕や、維持補修業務委託等に基づく災害発生時の巡回パトロールなど、事業者として受注した災害対応応急復旧活動をいい、災害協定に基づかない活動も対象となります。 【確認のための資料】⑴⑵の書類全て ⑴「契約書」の写し または 発注者からの「出動依頼書類（発注書・指示書・依頼書・要請書等）」の写し ※　契約書について、災害時の対応であることが記載されていること。(仕様書等にその旨記載されている場合は、仕様書等の写しも添付すること。ただし、⑵の書類で災害対応である事実が確認できる場合は、⑴の書類に記載されていなくても可) ※　出動依頼書類について、災害時による活動依頼であるこ	・契約書等について、電子契約（押印ではなく電子署名等の方法）により締結したものは、「契約書面」及び「契約（合意）締結証明書」の両方を出力して添付してください。 なお、いわき市と締結した電子契約である場合は、「契約（合意）締結証明書」の提出は不要です。

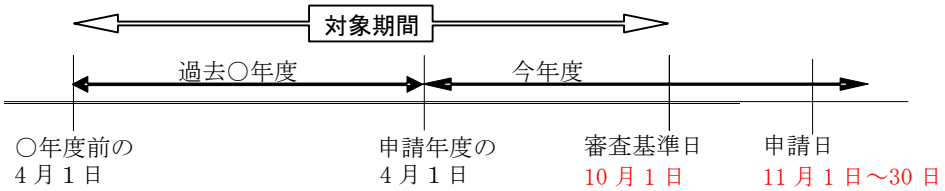
【建設工事の部－市内】

			とが記載されていること。 ※　出動依頼書類について、発注者の公印等の押印が省略されている場合は、発注者側の事務担当者（または責任者）の所属・名前・連絡先等が記載されていること。 ※　出動依頼書類について、電子メール等により対応した場合は、出動依頼書類としての要件が具備されていれば可とする。（送信者・受信者・件名・受信日時等の情報と本文が表示されたものを印刷し添付すること。 ⑵ 作業完了後に発注者へ提出した「完了報告書類」の写し、または 発注者が交付した「完了確認書類（通知書等）」の写し ※　作業期間、完了日が確認できること。 ※　作業内容は「災害時による活動」であることが記載されていること。（記載されていない場合は、完了した作業内容が災害時の出動実績であることがわかる書類や申請者が活動中の写真（作業内容・撮影日の記載があるもの）等も添付すること。）ただし、⑴の書類で災害対応である事実が確認できる場合は、⑵の書類に記載されていなくても可） ※「災害応援協定」を市と締結している団体等として業務を請け、発注者へ業務完了報告書類を提出、または業務完了通知を受けている場合は、⑵の提出書類に加え「申請者が活動したことが分かる書類」及び「申請者が、作業当時に団体等へ加入していたことが確認できる証明書類」を提出すること。 【評価しない事例】 ・　災害時の出動実績（大雨・洪水・地震・津波等、具体的に災害名が確認できない場合を含む。）であることが確認できない。 ・　審査基準日時点で完了していない。	
		⑵　災害応援協定の締結	・　審査基準日現在で、いわき市（水道局、医療センターを含む）と災害時の応援協定を締結している（協定内容に災害発生時の対応について記載がある）場合に対象となります。 ・　国や福島県など、いわき市以外と締結した協定は、対象となりません。 【評価しない事例】 ・　協定書の写しが添付されていない。 ・　協定書の有効期限が切れている。 ・　協会等が災害時の応援協定を締結している場合、当該協会等に申請者が加入していることが確認できる書類が添付されていない。 ・　所属団体から発行された証明書に発行(証明)日・業者名が記載されていない。	・**いわき市**と締結している協定書の写し ※入札参加資格申請者が所属する団体の場合は、申請者が当該協定締結団体に加入している証明書類等を併せて提出してください。（写しでも可） 証明書の発行年月日、令和８年４月１日以降であれば可とします。

【建設工事の部－市内】

19	除雪契約及び道路維持補修等の実績	・　審査基準日を基準として、過去２年間に、いわき市（水道局・医療センターを含む）発注の道路維持補修若しくは下水道管路施設修繕を履行し、又は除雪契約を受注した実績がある場合に対象となります。 ・　対象となる業務等については、時間帯を問わず随時緊急な対応が必要である業務等とします。(契約書の案件名に「緊急」「応急」「スピード処理」「維持補修」「修繕」とあっても、計画的に施工できる内容のものは対象となりません) ※仕様書等にその旨の記載がある場合は、契約書に加えて仕様書等の写しも添付すること。 【評価しない事例】 ・　いわき市が発注した案件ではない。 ・　契約書等で、時間帯を問わず随時緊急な対応が必要である事が明記されていない。	・**いわき市**との契約書の写し ※電子契約（押印ではなく電子署名等の方法）により締結したものは、「契約書面」を出力して添付してください
20	建設業法に基づく処分の有無	・　審査基準日を基準として、過去２年間に建設業法に基づく処分(指示処分、営業停止処分、許可取消処分、罰金、過料等)をされた者が対象となります。	・処分の内容が確認できる書類(処分書等)の写し
21	いわき市発注工事等の指名停止期間の有無	・　審査基準日を基準として、過去２年間にいわき市が発注した建設工事、製造の請負、測量若しくは設計の委託、工事用原材料の購入、役務の提供に係る委託又は物品の購入において、指名停止の措置を受けた者が対象となります。	なし

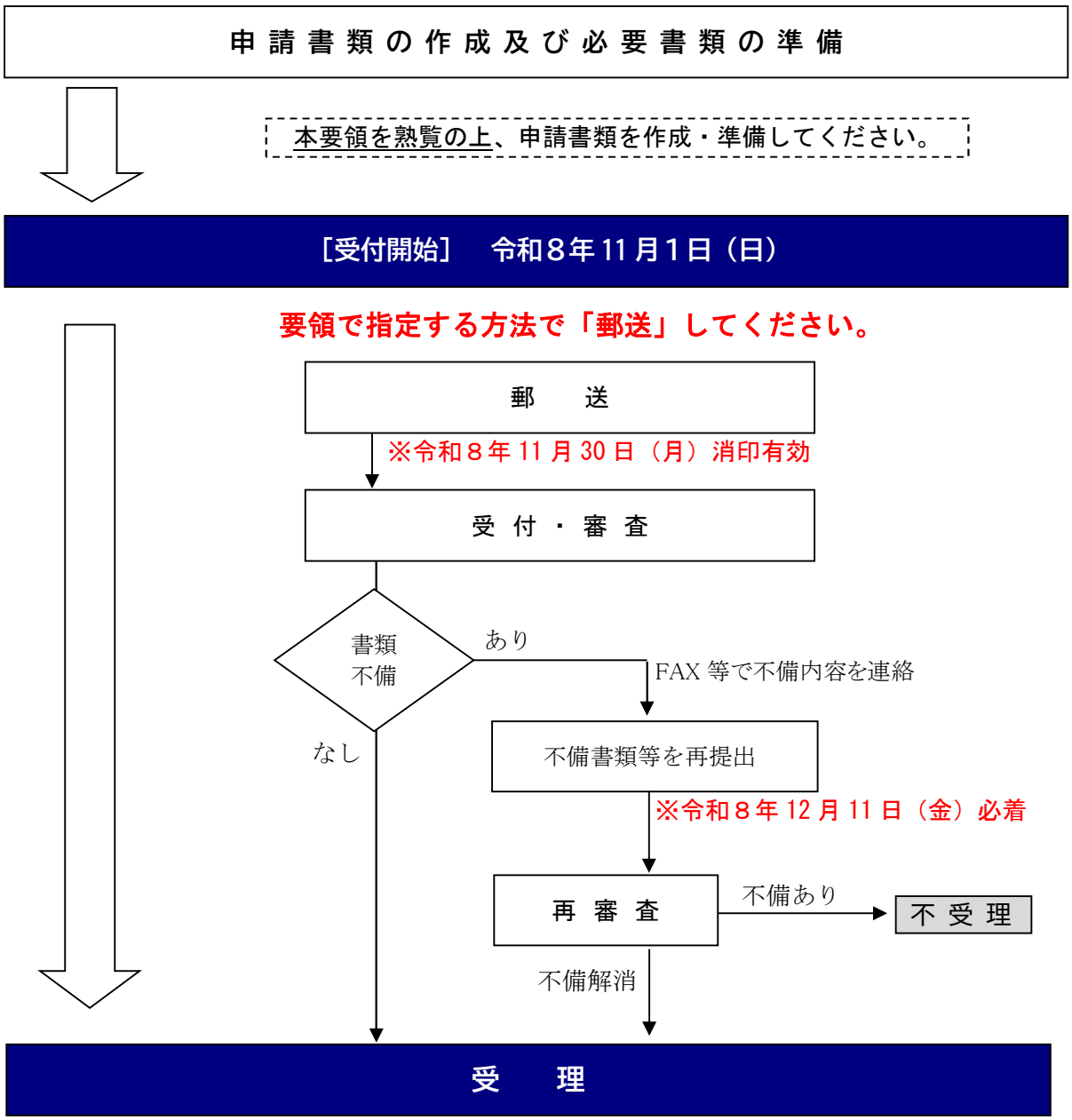
○　入札参加資格審査申請等に係る留意点

審査基準日	・　申請書等の記載事項に係る基準日は、入札参加資格審査の申請をする日の属する月の前月の１日です。今回は令和８年 10 月１日現在となります。
○年間	・　入札参加資格申請日の属する年度(4/1～3/31)の前年度を最終年度とする過去○年度及び申請年度の４月１日から審査基準日までの期間とします。  令和８年 10 月１日が審査基準日の場合 (1)　過去４年間　令和４年４月１日から令和８年 10 月１日まで (2)　過去２年間　令和６年４月１日から令和８年 10 月１日まで
○年	・　審査基準日の○年前の応当日から、審査基準日までの期間を○年とします。  令和８年 10 月１日が審査基準日の場合

【建設工事の部－市内】

	⑴　１年以上継続して	令和７年 10 月１日以前から令和８年 10 月１日まで継続して
	⑵　１年前	令和７年 10 月１日
	⑶　１年以内	令和７年 10 月１日から令和８年 10 月１日までの間

《参考》入札参加資格審査申請の流れ



※　書類審査の結果及び審査内容については、令和９年３月中旬に、入札参加資格審査申請書に記載された「申請者」へ通知します。

［入札参加有資格者名簿への登録］
登録の日（令和９年３月中旬）から令和10年３月31日まで

※　登録末日以降も継続して登録を希望する場合は、「更新」の手続きが必要です。登録末日の前年の11月（予定）に「更新」の入札参加資格審査申請を受け付けますので、市ホームページ（10月に要領・様式等を掲載予定）でご確認ください。

注意点

社会保険等未加入対策の実施について

いわき市では、労働者の処遇向上と公平で健全な競争環境の構築のため、社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していない者（法令の規定により社会保険等の適用除外とされる者を除く。）を市が発注する建設工事等すべての入札等から除外することとなりました。

このことに伴い、入札参加資格審査申請にあたり社会保険等への加入を申請要件としますので御理解願います。なお、**加入等が確認できない場合は、申請を受け付けませんのでご注意ください**。

≪実施のスケジュール≫

○市内事業者の方

令和４年４月１日より適用済み

○市外事業者の方

令和５年４月１日より適用済み

（※建設工事の部では、平成 28 年度より適用済み）

１　社会保険等の加入義務について

社会保険等の加入義務は次のとおりです。

詳しくは年金事務所又は公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

【社会保険等加入義務一覧】　○:加入義務あり

事業所区分	常用労働者の数	健康保険 厚生年金保険	雇用保険		適用除外となる保険
法人	１人～	○	○		―
	役員のみ	○	―	→	雇用
個人事業所	５人～	○	○		―
	１人～４人	―	○	→	健保、年金
	１人親方	―	―	→	健保、年金、雇用

健康保険・厚生年金保険

□　法人の場合は、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

□　個人事業所の場合は、家族従業員を除く従業員が５人以上の場合に、健康保険、厚生年金保険について適用事業所となります。

□　健康保険については、適用事業所であっても、事業主が健康保険適用除外承認を申請し、年金事務所が承認した場合には適用除外承認を受けることができます。（全国土木建築国保等）

□　適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

雇用保険

□　法人、個人事業所に関わらず労働者を１人以上雇用している場合は、雇用保険について適用事業所となります。

□　役員のみで構成される法人の場合、個人事業主又は同居の親族のみで構成される個人事業所の場合は、雇用保険について原則適用除外となります。

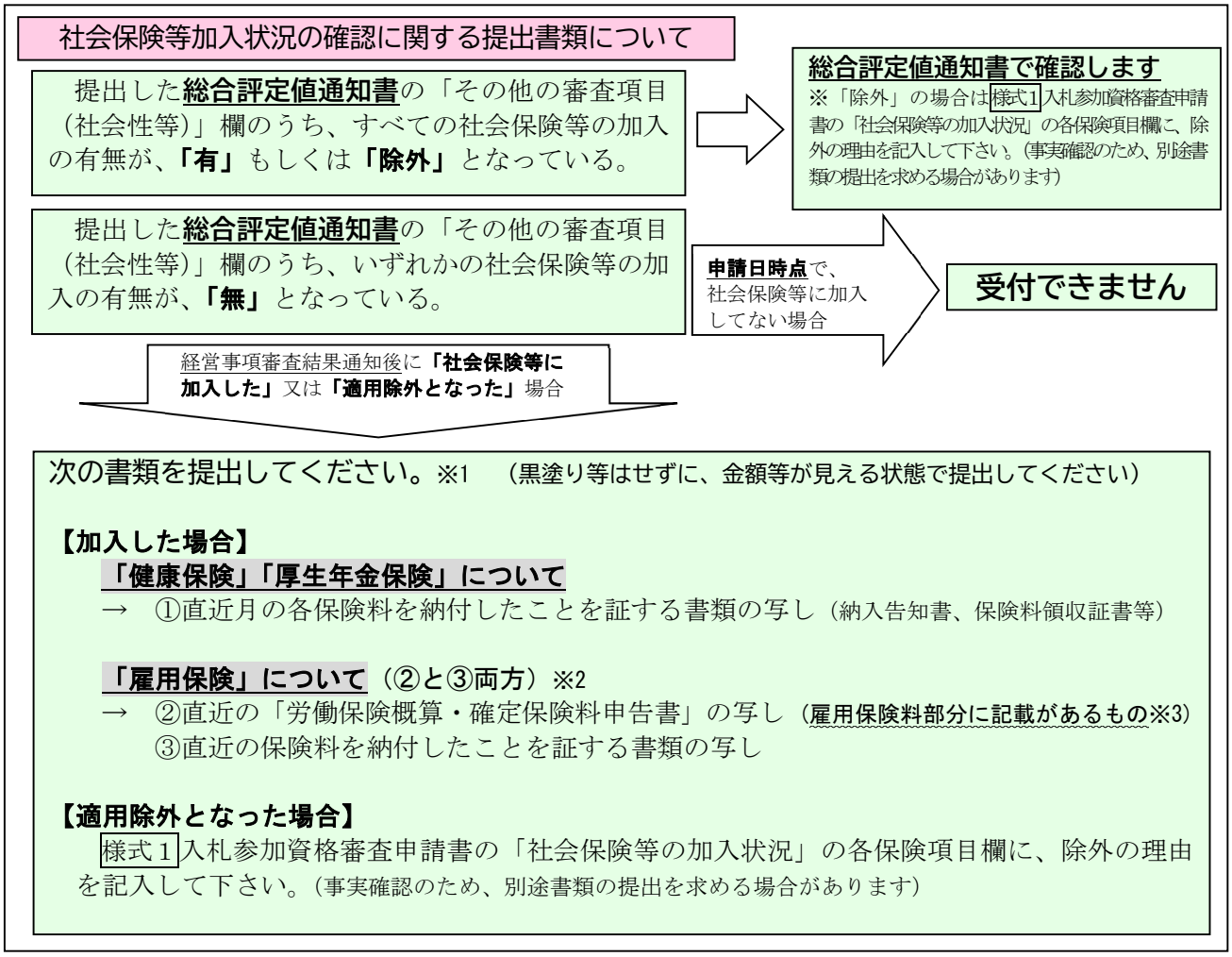
□　適用事業所の該当等、詳しくは最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。

【建設工事の部－市内】

２　社会保険等加入状況の確認に関する提出書類について

入札参加資格審査申請にあたり、社会保険等に加入していることが確認できる書類の提出が必要となります。**加入が確認できない場合には、申請を受け付けませんので御注意ください。**

【総合評定値通知書に社会保険等の加入の項目がある場合（令和8年7月1日より前に申請した）】



＜注意＞複数の登録部門に申請する場合は、登録部門ごとに書類を添付してください！

※１　関連会社（親会社等）が加入する「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」に便乗して加入しているため、自社名義の書類を提出できない場合は、次の書類（④と⑤両方）を提出してください。
④　関連会社が社会保険等に加入していることが確認できる書類（上記「①～③」の書類）
⑤　今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入する旨が記載された会社の約款等の写し
又は、今回申請する会社が関連会社の社会保険等に加入している旨が記載された関連会社が作成した証明書類（任意書式）

※２　「雇用保険」について事務組合等へ加入している場合は、次の書類（⑥と⑦両方）を提出してください。
⑥　組合が発行した、直近の「労働保険料等納入通知書」の写し（雇用保険料部分に記載があるもの ※3）
⑦　直近の保険料を納付したことを証する書類の写し

※３　「労働保険」とは、「労災保険」と「雇用保険」を総称した表現ですが、市で加入を確認するのは「雇用保険」の部分です。加入の形態によっては「労災保険」のみ加入し、「雇用保険」に加入していないケースがありますので、必ず「雇用保険」の加入が確認できる（雇用保険部分に数字等の記載されている）書類を提出してください。

【建設工事の部－市内】

【総合評定値通知書に社会保険等の加入の項目がない場合（令和8年7月1日以降に申請した）】

社会保険等加入状況の確認に関する提出書類

次の①、②の両方で確認します。

① 有効期間内の建設業許可証の写し
② ①を申請した際に提出した「健康保険等の加入状況」の写し

※1 ①、②の書類が提出できない場合には、ｐ17 の経営事項審査結果通知後に「社会保険等に加入した」又は「適用除外となった」場合をご参照ください。